

1 保育の必要性和保育必要量

保育の必要性とは、父、母いずれもが就労等の事由により家庭での保育が困難であることです。（保護者が「保育を必要とする事由」に該当するため、児童を家庭で保育できない場合を指します。）以下のいずれかの事由が必要となりますので、申込みの際には、【 】内の書類を添付してください。

項 目	内容及び証明書類	摘 要
① 就労	・ 1 か月に48時間以上労働することを常態としている場合 【就労証明書】	事由が継続していれば就学前まで
② 出産等	・ 妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合 【母子手帳（写）】 ※表紙及び出産予定日が記載されているページ	予定日の2 か月前から出産後3 か月の末日まで
保 護 者 の ③ 病 気 ・ 障 がい	・ 保護者が疾病や負傷している場合 ・ 保護者が精神や身体に障がい有している場合 【医師の診断書（写）】又は【病氣療養証明書】 【身体障がい者手帳（写）】、【療育手帳（写）】 【精神障がい者保健福祉手帳（写）】	事由が継続していれば就学前まで
④ 病人の看護	・ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がい有する親族を常時看護している場合 【看護証明書】	
⑤ 災害の復旧	・ 火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合 【り災証明書（写）】	復旧に要する期間
⑥ 求 職 中	・ 保護者が求職活動をしている場合 【ハローワーク受付票（写）】又は【雇用保険受給資格者証（両面写）】	求職活動の開始から3 か月の末日まで
⑦ 就学・ 職業訓練	・ 学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合 【在学証明書】	事由が継続していれば就学前まで
⑧ 児 童 の 虐 待 ・ D V 等	・ 児童の虐待又は再発のおそれがあり、家庭で保育が困難な場合 ・ 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合 【保護命令、虐待又はDVの被害者であることの証明書】	
⑨ 育児休業・ 育児に専念	・ 育児に専念している場合 【母子手帳（写）】 ※表紙及び出生日が記載されているページ	産後12か月の末日まで
⑩ そ の 他	・ 子育て支援課へご相談ください。	

保育必要量とは、利用可能な保育時間のことです。保育の必要性の事由によって、以下の2種類に区分されます。（各施設の保育時間、延長保育の有無は、「8 施設の一覧」参照）

保育必要量	保育標準時間	保育短時間
利用可能な保育時間	1 日最大 11時間 利用	1 日最大 8 時間 利用
保育の必要性の事由	① 就労 （1 か月に 120時間以上 ） ② 妊娠・出産 ③ 保護者の病氣・障がい ④ 病人の看護 ⑤ 災害の復旧 ⑦ 就学・職業訓練 ⑧ 児童の虐待・DV等 ⑨ 育児休業等	① 就労 （1 か月に 48時間以上120時間未満 ） ⑥ 求職中

※就労時間が月120時間未満であっても、やむを得ない事情（保護者の勤務時間や通勤時間等）がある際は、保育標準時間で認定できる場合があります。

